

第5編 その他の要綱

大阪狭山市緑化推進及び樹木の保存に関する要綱

大阪狭山市緑化推進及び樹木の保存に関する要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、緑化推進及び樹木の保存に関し必要な事項を定めることにより、健康で文化的な生活環境の形成を図り、もって大阪狭山市の豊かな緑をまもり、つくり、そだてることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 建築物 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1項に規定する建築物をいう。
- (2) 敷地 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第1条第1号に規定する敷地(当該建築物と一体として利用されるものを含む。)をいう。

第2章 責務

(市長の責務)

第3条 市長は、大阪狭山市の豊かな緑をまもり、つくり、そだてるため、緑化の推進及び樹木の保存に関する施策を策定し、これを実施するものとする。

(住民の責務)

第4条 住民は自ら緑化の推進に努めるとともに、市長が実施する施策に協力しなければならない。

(所有者等の責務)

第5条 事務所若しくは事業所の所有者又は管理者(以下「所有者等」という。)は、事業活動を行うに当たっては、自ら緑化の推進に努めるとともに、市が実施する施策に協力しなければならない。

第3章 緑化の推進

(緑化の要請)

第6条 市長は、建築物及びその敷地(以下「建築物等」という。)の所有者等に別表に規定する基準(以下「緑化基準」という。)に基づき、当該建築物等の緑化を要請することができる。

(緑化計画書の届出等)

第7条 大阪狭山市開発指導要綱(平成2年大阪狭山市要綱第4号)第3条に規定する開発行為を行おうとする者(以下「届出者」という。)は、緑化基準に従い、あらかじめ、建築物を建築しようとする敷地ごとに緑化計画書を作成し、市長に届け出なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 建築物を建築しようとする敷地の面積が300平方メートル未満である場合
 - (2) 自己の居住用として建築する建築物及び3階以下の戸建専用住宅で建築戸数が2戸以下である場合
 - (3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が必要であると認める場合
- 2 都市計画法施行令(昭和44年政令第158号)第25条第6項及び第7項の規定により公園、緑地及び広場を設置する場合及び大阪狭山市中高層建築物等に関する指導要綱(平成2年大阪狭山市要綱第5号)第9条第3号の規定により公園を設置する場合は、前項の緑化計画書において、当該設置に係る合計面積の30パーセント以上を緑化とする計画を作成しなければならない。
- 3 届出者は、届け出た内容を変更しようとするとき、又は緑化が完了したときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。
- 4 届出者は、当該緑化計画書に基づき、自己の負担においてこれを実施しなければならない。た

だし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

5 前項の規定により緑化を実施した建築物等の所有者等は、当該緑化をした部分の適切な維持管理に努めなければならない。

(緑化協定)

第8条 市長は、市街地の良好な環境を確保するため、所有者等の合意により、当該建築物等における緑地の保全又は緑化に関する協定（以下「緑化協定」という。）を締結することができる。

(緑化協定の変更)

第9条 前条の規定により緑化協定を締結した者（以下「協定締結者」という。）は、緑化協定で定めた内容を変更しようとするときは、その旨を市長に申し出なければならない。

2 市長は、公益上の理由により、緑化協定を変更しようとするときは、別に定めるところにより変更することができる。

(緑化協定の解除)

第10条 市長は、次の各号に掲げる場合には、緑化協定を解除することができる。

(1) 協定締結者が、正当な理由により緑化協定の解除を申し出た場合。

(2) 市長が、公益上の理由により緑化協定を存続することが適当でないとした場合。

(指導、助言及び助成)

第11条 市長は、所有者等、届出者及び協定締結者が緑化を推進する場合において、必要があると認めるときは、指導、助言又は助成を行うことができる。

第4章 樹木の保存

(保存樹木等の指定)

第12条 市長は、緑化の推進を図るため、住民に親しまれ、又は由緒のある樹木又は樹木の集団を、その所有者の同意を得て、保存樹木又は保存樹林（以下「保存樹木等」という。）として指定することができる。

2 市長は、前項の規定により保存樹木等を指定したときは、その旨を所有者に通知するものとする。

(所有者等の保存義務)

第13条 保存樹木等の所有者は、枯損の防止その他その保存に努めなければならない。

2 何人も、保存樹木等が大切に保存されるように協力しなければならない。

(届出の義務)

第14条 保存樹木等について、所有者の変更が生じたときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

2 保存樹木等が滅失し、又は枯死したときは、その所有者は、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(行為の制限)

第15条 何人も、保存樹木等を伐採し、若しくは損傷し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしてはならない。

2 前項の規定は、次に掲げる行為については適用しない。

(1) 通常の管理行為としての整枝、又はせん定

(2) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

(指定の解除)

第16条 市長は、保存樹木等について滅失、枯死等により、その指定の理由が消滅したとき、又は正当な理由があると認めるときは、指定を解除するものとする。

(指導、助言及び助成)

第 17 条 市長は、保存樹木等の保存に関し、必要と認めるときは、その所有者に対し、指導、助言又は助成を行うものとする。

第 5 章 補 則

(委 任)

第 18 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現になされている建築基準法第 6 条第 1 項の確認の申請、大阪狭山市開発指導要綱第 4 条の協議又は大阪狭山市中高層建築物等に関する指導要綱第 4 条の協議に係る建築物及びその敷地における緑化については、なお従前の例による。

別表第 1 (第 6 条関係)

区 分	緑 化 基 準
地 上 部	緑化面積が次のア又はイに掲げる算式により算出した面積のいずれか小さい方の面積以上であること。 ア (敷地面積－建築面積) × 25 パーセント イ (敷地面積－(敷地面積×建ぺい率×0.8)) × 25 パーセント
建 築 物 上	緑化面積が屋上面積の 20 パーセント以上であること。

備 考

1 「緑化面積」とは、緑化施設(植栽、花壇その他の緑化のための施設及び敷地内の保全された樹木並びにこれらに附属して設けられる園路、土留その他の施設(当該建築物の空地、屋上その他の屋外に設けられるものに限る。))をいう。以下同じ。)

2 緑化面積は、次の各号に掲げる緑化施設の区分に応じ、当該各号に定める方法により算出した面積の合計とする。

(1) 建築物の外壁の直立部分に整備された緑化施設 緑化施設が整備された外壁の直立部分の水平投影の長さの合計に 1 メートルを乗じて得た面積

(2) 前号に掲げる緑化施設以外の緑化施設 次に掲げる緑化施設の区分に応じ、それぞれ次に定める方法により算出した面積の合計

ア 樹木 次のいずれかの方法により算出された面積の合計

(ア) 樹木ごとの樹冠(その水平投影面が他の樹冠の水平投影面と一致する部分を除く。)の水平投影面積の合計

(イ) 樹木(高さ 1 メートル以上のものに限る。以下(イ)において同じ。)ごとの樹冠の水平投影面について、次の表の上欄に掲げる樹木の高さに応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる半径をその半径とし、当該樹木の幹の中心をその中心とする円とみなして算出した当該円(その水平投影面が他の樹木の幹の中心をその中心とする円とみなしてその水平投影面積を算出した当該円の水平投影面又は(ア)の樹冠の水平投影面と一致する部分を除く。)の水平投影面積の合計

樹 木 の 高 さ	半 径
1 メートル以上 2.5 メートル未満	1.1 メートル
2.5 メートル以上 4 メートル未満	1.6 メートル
4 メートル以上	2.1 メートル

(ウ) 敷地内の土地又はその土地に存する建築物その他の工作物のうち樹木が生育するための土壌その他の資材で表面が被われている部分であって、次に掲げる条件のいずれにも該当するもの（その水平投影面が（ア）の樹冠の水平投影面又は（イ）の円の水平投影面と一致する部分を除く。）の水平投影面積の合計。ただし、次の表に掲げる条件を満たさなければならない。

項	条 件
1	<p>当該被われている部分に植えられている樹木の本数が、次に掲げる式を満たすものであること。</p> $A = 18 \times T1 + 10 \times T2 + 4 \times T3 + T4$ <p>（この式において、A、T1、T2、T3、T4は、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p>A 当該部分の水平投影面積（単位 平方メートル）</p> <p>T1 高さが4メートル以上の樹木の本数</p> <p>T2 高さが2.5メートル以上4メートル未満の樹木の本数</p> <p>T3 高さが1メートル以上2.5メートル未満の樹木の本数</p> <p>T4 高さが1メートル未満の樹木の本数）</p>
2	<p>第1項の樹木が当該部分の形状その他の条件に応じて適切な配置で植えられていること。</p>

イ 芝その他の地被植物 敷地内の土地又はその土地に存する建築物その他の工作物のうち芝その他の地被植物で表面が被われている部分（その水平投影面がアの規定によりその水平投影面積を算出した水平投影面と一致する部分を除く。）の水平投影面

ウ 花壇その他これに類するもの 敷地内の土地又はその土地に存する建築物その他の工作物のうち草花その他これに類する植物が生育するための土壌その他の資材で表面が被われている部分（その水平投影面がア又はイの規定によりその水平投影面積を算出した水平投影面と一致する部分を除く。）の水平投影面積

エ 水流、池その他これらに類するもの 敷地内の土地又はその土地に存する建築物その他の工作物のうち水流、池その他これらに類するものの存する部分（その水平投影面がアからウまでの規定によりその水平投影面積を算出した水平投影面を一致する部分を除き、樹木、植栽等と一体となって自然的環境を形成しているものに限る。）の水平投影面積

オ 前号の施設又はアからエまでの施設に附属して設けられる園路、土留その他の施設 当該施設（その水平投影面がアからエまでの規定によりその水平投影面積を算出した水平投影面と一致する部分を除き、前号及びアからエまでの規定により算出した面積の合計の4分の1を超えない部分に限る。）の水平投影面積

3 太陽光発電装置を設置する場合にあつては、当該装置のパネル等に係る水平投影面積を緑化面積に算入することができる。

4 建築面積の算定方法は、建築基準法施行令第2条第1項第2号に定めるところによる。

5 「地上部」とは、敷地のうち建築物の存する部分を除いた部分をいう。

6 増築の場合にあつては、次の各号に掲げる面積は、それぞれ当該各号に定める方法により算出するものとする。

(1) 敷地面積 増築に係る建築面積を建ぺい率で除した面積

(2) 建築面積 増築に係る部分の面積

- 7 「建ぺい率」とは、建築基準法その他の法令の規定に基づき定められる建築物の建築面積の敷地面積に対する割合をいう。
- 8 「建築物上」とは、建築物の屋上、壁面又はベランダ等をいう。
- 9 「屋上面積」とは、屋上（建築物の屋根部分のうち人の出入り及び当該屋根部分の利用が可能な部分をいう。）の面積のうち建築物の管理に必要な施設（太陽光発電装置のパネル等を除く。）に係る部分を除いた面積をいう。
- 10 「敷地面積」の算定方法は、建築基準法施行令第2条第1項第1号に定めるところによる。ただし、次に掲げる施設に係る敷地面積については、当該敷地面積からこれらの施設の利用を考慮して市長が必要と認める面積を除くことができる。
 - (1) 上下水道施設等における水処理施設その他の施設
 - (2) 共同住宅等の敷地内の道路等
 - (3) 学校教育法第1条に規定する学校における運動場その他の運動施設
 - (4) 工場における貯水槽その他の施設
- 11 地上部における緑化面積について、緑化基準を満たすことが困難な特段の理由がある場合は、当該地上部において必要とされる緑化面積のうち、緑化が困難な面積相当分は、建築物上の同一面積の緑化をもって代えることができる。この場合において当該建築物上の緑化をもって代える面積は、建築物上において必要とされる緑化面積には含まれないものとする。
- 12 建築物上における緑化面積について、緑化基準を満たすことが困難な特段の理由がある場合は、当該建築物上において必要とされる緑化面積のうち、緑化が困難な面積相当分は、地上部の同一面積の緑化をもって代えることができる。この場合において当該地上部の緑化をもって代える面積は、地上部において必要とされる緑化面積には含まれないものとする。
- 13 緑化面積のうち、地上部において緑化すべき面積（備考11の規定により建築物上の緑化をもって代える面積を除き、備考12の規定により地上部の緑化をもって代える面積を含む。）の2分の1以上は、原則として樹木に係る面積（備考2第2号アに掲げる樹木に係る面積をいう。）とする。

大阪狭山市緑化推進及び樹木の保存事務取扱要領

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この要領は、大阪狭山市緑化推進及び樹木の保存に関する要綱(昭和62年大阪狭山市要綱第2号。以下「要綱」という。)第18条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(用 語)

第2条 この要領で使用する用語は、要綱で使用する用語の例による。

第2章 緑化の推進

(樹木等の植栽の要請)

第3条 要綱第6条の規定による植木等の植栽の要請を行う場合は、樹木等植栽要請書(様式第1号)により行うものとする。

(緑化計画)

第4条 要綱第6条の規定による植木等の植栽の要請を受けた所有者等及び第7条の規定による届出者は、緑化計画書(様式第2号)に次の各号に掲げる事項を記載した図面を添付し、市長に提出するものとする。

- (1) 位置図
- (2) 緑化計画平面図
- (3) 求積図
- (4) 樹木等一覧

(完了検査)

第5条 所有者等及び届出者は、緑化計画により樹木等を植栽したときは、緑化完了書(様式第3号)を市長に提出し、その検査を受けるものとする。ただし、自己の居住の用に供するための建築物等の新築、改築又は増築を行うときその他市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(緑化協定の基準)

第6条 要綱第8条に規定する基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 面積が3,000平方メートル以上であること。
- (2) 植栽した樹木等が、5年以上維持できる土地であること。
- (3) 樹木等を植栽する場所が相当の区間にわたっており、生垣等専ら不特定多数の者の観賞の用に供する場所であること。

(緑化協定に定めるべき事項)

第7条 緑化協定においては、次の各号に掲げる事項のうち、必要なものを定めるものとする。

- (1) 緑化協定の名称
- (2) 緑化協定の区域
- (3) 緑化協定区域の面積
- (4) 緑化に関する事項
 - ア 樹木等の種類
 - イ 樹木等の植栽場所の面積

- ウ かき又はさくの構造
- エ 樹木等の維持管理に関する事項
- オ 修景施設及び照明に関する事項

- (1) 緑化協定の変更及び解除に関する事項
- (2) 緑化協定の効力に関する事項
- (3) 緑化協定の有効期間
- (4) 緑化協定に違反した場合の措置
- (5) その他市長が特に必要と認める事項
(緑化協定の申出)

第8条 要綱第8条の規定により緑化協定を締結しようとする場合は、所有者等は、緑化協定申出書(様式第4号)を市長に提出するものとする。

(緑化協定の変更等)

第9条 要綱第9条第1項及び第10条第1項の規定による申出は、緑化協定変更・解除申出書(様式第5号)により行うものとする。

2 要綱第9条第2項又は第10条第1項第2号の規定により、緑化協定を変更し又は解除する場合には、緑化協定変更・解除通知書(様式第6号)により所有者等に通知するものとする。

第3章 樹木の保存

(保存樹木等の指定基準)

第10条 要綱第12条第1項に規定する保存樹木等の指定基準は、次の各項に定めるところによる。

- (1) 保存樹木については、次のいずれかに該当し、健全で、樹容が美観上特に優れていること。
 - ア 1.5メートルの高さにおける幹の周囲が1.5メートル以上であること。
 - イ 高さが1.5メートル以上であること。
 - ウ 株立ちした樹木で高さが3メートル以上であること。
 - エ はん登性樹木で枝葉の面積が30平方メートル以上であること。
- (2) 保存樹林については、その集団の存在する土地の面積が500平方メートル以上であり、その集団に属する樹木が健全で、その集団の樹容が美観上特に優れていること。
- (3) 市長は、前2号に定める指定基準に該当しない樹木又は樹林であっても、特に必要と認めるときは、保存樹木等として指定することができる。

(指定同意書)

第11条 要綱第12条第1項の規定による同意は、保存樹木等同意書(様式第7号)によるものとする。

(指定等の通知)

第12条 要綱第12条第2項の規定による通知は、保存樹木等指定通知書(様式第8号)によるものとする。

2 要綱第16条の規定による指定の解除をしたときは、保存樹木等指定解除通知書(様式第9号)により行うものとする。

(変更等の届出)

第13条 要綱第14条第1項の規定による届出は、保存樹木等所有者変更届書(様式第10号)により行うものとする。

2 要綱第14条第2項の規定による届出は、保存樹木等滅失等届出書(様式第11号)により行うものとする。

第4章 助 成

(生垣設置に関する助成)

第14条 要綱第11条の規定による緑化を行う者に対する助成のうち、生垣の設置に係る助成は、次の各号に掲げる条件をすべて満たしたときに行うものとする。

- (1) 生垣以外の遮蔽物から生垣に変更しようとするとき。
- (2) 道路に面した部分で、おおむね5メートル以上の長さの生垣であること。
- (3) 樹木の本数が、1メートル当たり3本以上で、その樹高が1メートル以上であること。
- (4) 植栽した樹木が、おおむね5年以上維持できること。
- (5) その他市長が必要と認めた場合。

2 前項に規定する助成の額は、生垣の設置に係る樹木の植栽に要する費用の2分の1以内の額とする。ただし、助成の額が50,000円を超える場合は、50,000円とする。

(緑化協定の締結に係る助成)

第15条 要綱第11条の規定による緑化を行う者に対する助成のうち、緑化協定の締結に係る助成は、当該緑化協定に基づく樹木等の植栽に要する費用が1件100,000円以上のものに対して行うものとする。

2 前項に規定する助成の額は、樹木等の植栽に要する費用の3分の1以内の額とする。ただし、助成の額が100,000円を超える場合は、100,000円とし、前条の助成を受ける場合はその対象額を差し引くものとする。

(その他の助成)

第16条 前2条に規定するもののほか、市長が特に必要と認める場合には、要綱第11条の規定により、市長は、苗木又は草花の種子の供与等の措置を講ずるものとする。

(保存樹木等に係る助成)

第17条 要綱第17条に規定する保存樹木等の保存に係る助成は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 保存樹木に対する助成の額は、1本あたり20,000円とする。ただし、同一所有者が保存樹木を2本以上所有している場合は、2本目から1本につき5,000円以内とし、合計金額の最高限度額を50,000円とする。
- (2) 保存樹林に対する助成の額は、次の表に定める面積に応じて、当該定める額とする。ただし、同一所有者が保存樹林を2箇所以上所有している場合は、その合計面積に応じた額とする。

保 存 樹 林 の 面 積	助 成 額
500平方メートル以上 1,000平方メートル未満	10,000円
1,000平方メートル以上 3,000平方メートル未満	15,000円

3,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満	20,000円
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	25,000円
10,000平方メートル以上	30,000円

(助成の申請)

第18条 要綱第11条又は第17条の規定による助成を受けようとする者は、次の各号に掲げる申請書を市長に提出するものとする。

- (1) 第12条に規定する生垣の設置に係る助成 生垣設置助成金申請書(様式第12号)
- (2) 第13条に規定する緑化協定の締結に係る助成 緑化協定助成金交付申請書(様式第13号)
- (3) 第14条に規定するその他の助成 苗木等交付申請書(様式第14号)
- (4) 第15条に規定する保存樹木等の保存に係る助成 保存樹木等助成金交付申請書(様式第15号)

2 市長は、前項の申請書を受理し、その助成金等の交付を決定したときは、助成金等交付決定通知書(様式第16号)により、その旨を申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の協定により、助成金等の交付を決定する際、当該助成目的を達成するため、必要があると認めるときは条件を付することができる。

4 第2項の交付決定通知を受けた者は、助成金等交付請求書(様式第17号)により市長に請求しなければならない。ただし、第1項第1号又は第2号に規定する助成を受ける者は、樹木等の植栽の完了後に請求しなければならない。

(助成金等の返還等)

第19条 市長は、助成金等の交付の決定を受けた者が、次の各号の一に該当するときは、助成金等の交付の決定を取り消し、又既に交付した助成金等の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 虚為の申請があったとき。
- (2) その他不正行為があったとき。

第5章 補 則

(委 任)

第20条 この要領の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

様式第2号

緑化計画(変更)書

年 月 日

(あて先) 大阪狭山市長

届出者 住所
氏名
(電話 局 番)
〔法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名〕

大阪狭山市緑化推進及び樹木の保存に関する要綱第7条1項の規定により、緑化計画書(変更)書を作成したので、次のとおり届出をします。

建築物の名称									
建築物の種類		建築行為種別		□新築 □改築 □増築					
建築行為場所									
緑化着手予定年月日		年 月 日		緑化完了予定年月日		年 月 日			
建ぺい率 %		敷地面積 m ²		建築面積 ※ () 内は改築・増築面積を記入 m ² (m ²)					
利用等可能な屋上の有無		有 ・ 無		屋上面積 m ²					
緑 化 面 積		樹木	地被植物 (芝生を含む。)	花壇等	水流・池等	附属施設等	面積計		
	地上部	① m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	② m ²		
	地上	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²		
	壁面		(m) m ²				m ²		
	建築物上	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	③ m ²		
	屋上部	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²		
	ベランダ等	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²		
	壁面部		(m) m ²				m ²		
	太陽光発電装置						m ²		
	計	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	④ m ²		
緑化面積の 振替え		建築物上又は地上部の緑化が困難な理由		振替面積		地上部	⑤ m ²		
						建築物上	⑥ m ²		
確 認	地上部緑化必要面積 A m ²		建築物上緑化必要面積 B m ²		緑化必要面積 (A+B) C m ²		樹木緑化必要面積 ((A+⑤) × 1/2) D m ²		
	適 □ 否 □		適 □ 否 □		適 □ 否 □		適 □ 否 □		
	◎緑化基準は、A ≤ ② - ⑤、B ≤ ③ - ⑥、C ≤ ④、D ≤ ①の関係を満たす必要があります。								
緑化施設管理計画		緑化施設管理者							
		緑化施設 管理内容		かん 灌水 施設	地上部 (□自動 ・ □手動) 屋上部 (□自動 ・ □手動)				
				□管理者が自主管理 □専門業者に全て委託 □専門業者に部分委託 ※部分委託の場合は、委託する内容を明記すること。					

注1 変更計画書については、変更箇所の下段に変更前の内容を、上段に変更後の内容を朱書きすること。

2 面積は、小数第1位にとどめ、小数第2位以下を四捨五入すること。

添付図書

1 位置図(行為地又は建築物等の位置及び方位を示すもの)、緑化計画平面図、緑化計画断面図、求積図、建築物立面図(2面以上)及び樹木等一覧表(別紙)

2 届出者と緑化計画(変更)書作成者が異なる場合は、委任状

(別紙)

樹 木 等 一 覧 表

樹 木

	(1)の算出方法による面積 (㎡)	(2)の算出方法による面積 (㎡)	(3)の算出方法による面積 (㎡)	計 (㎡)
地上部	A	D	G	
屋上部	B	E	H	
ベランダ等	C	F	I	

(1) 樹冠の水平投影面積で算出する樹木

	規 格	樹 種 名	単木面積 (㎡)	本数	緑化面積 (㎡)	備 考
地上部	H= C= W=					
	H= C= W=					
	計					A
屋上部	H= C= W=					
	H= C= W=					
	計					B
ベランダ等	H= C= W=					
	H= C= W=					
	計					C

(2) 樹高に応じて算出した円の面積で算出する樹木

	樹 高	樹 種 名	単木面積 (㎡)	本数	緑化面積 (㎡)	備 考
地上部	1m以上 2.5m未満		3.8			
	2.5m以上 4m未満		8.0			
	4m以上		13.8			
	計					D
屋上部	1m以上 2.5m未満		3.8			
	2.5m以上 4m未満		8.0			
	4m以上		13.8			
	計					E
ベランダ等	1m以上 2.5m未満		3.8			
	2.5m以上 4m未満		8.0			
	4m以上		13.8			
	計					F

(3) 植栽基盤部分の水平投影面積で算出する樹木

	樹高	樹種名	係数	本数	算出面積 (㎡)	植栽基盤面積等	緑化面積 (㎡)
地上部	1m未満		1			② ㎡ G	
	1m以上 2.5m未満		4				
	2.5m以上 4m未満		10				
	4m以上		18				
	計				①		
屋上部	1m未満		1			④ ㎡ H	
	1m以上 2.5m未満		4				
	2.5m以上 4m未満		10				
	4m以上		18				
	計				③		
ベランダ等	1m未満		1			⑥ ㎡ I	
	1m以上 2.5m未満		4				
	2.5m以上 4m未満		10				
	4m以上		18				
	計				⑤		

注(3)の算出手法は、①≧②、③≧④、⑤≧⑥の条件を満たしている場合において、緑化面積に植栽基盤面積の値を記入する。

地被植物(芝生含む。)

	規格	植物名	緑化面積 (㎡)	備考
地上部				
屋上部				
ベランダ等				
壁面部	延長 m × 1 m			

花壇等

	規格	植物名	緑化面積 (㎡)	備考
地上部				
屋上部				
ベランダ等				

水流・池等

	形状	緑化面積 (㎡)	備考
地上部			
屋上部			
ベランダ等			

附属施設等

	名称	基数	施設面積 (㎡)	備考
地上部				
屋上部				
ベランダ等				

様式第3号

緑化完了書

年 月 日

(あて先) 大阪狭山市長

届出者 住所

氏名

(電話 局 番)

法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名

建築物等の緑化が完了したので、大阪狭山市緑化推進及び樹木の保存事務取扱要領第5条の規定により、次のとおり届出をします。

計画書受理年月日・番号	年 月 日	第 号				
計画変更書受理年月日・番号	年 月 日	第 号				
建築物の名称						
建築物の種類	建築行為種別	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 増築				
建築行為場所						
緑化着手年月日	年 月 日	緑化完了年月日 年 月 日				
建ぺい率 %	敷地面積 m ²	建築面積 ※ () 内は改築・増築面積を記入 m ² (m ²)				
利用等可能な屋上の有無	有 ・ 無	屋上面積 m ²				
緑 化 面 積	樹木	地被植物 (芝生を含む)	花壇等	水流・池等	附属施設等	面積計
	地上部	① m ²	m ²	m ²	m ²	② m ²
	地上	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
	壁面		(m) m ²			m ²
	建築物上	m ²	m ²	m ²	m ²	③ m ²
	屋上部	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
	ベランダ等	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
	壁面部		(m) m ²			m ²
	太陽光発電装置					m ²
	計	m ²	m ²	m ²	m ²	④ m ²
緑化面積の振替え	建築物上又は地上部の緑化が困難な理由		振替面積	地上部	⑤ m ²	
				建築物上	⑥ m ²	
確 認	地上部緑化必要面積 A m ²	建築物上緑化必要面積 B m ²	緑化必要面積 (A+B) C m ²	樹木緑化必要面積 ((A+⑤) × 1/2) D m ²		
	◎緑化基準は、A ≤ ② - ⑤、B ≤ ③ - ⑥、C ≤ ④、D ≤ ①の関係を満たす必要があります。					
適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>		適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>		適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>		適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>
緑化施設管理計画	緑化施設管理者					
	緑化施設管理内容	かん 灌水 施設	地上部 (<input type="checkbox"/> 自動 ・ <input type="checkbox"/> 手動)		屋上部 (<input type="checkbox"/> 自動 ・ <input type="checkbox"/> 手動)	
		<input type="checkbox"/> 管理者が自主管理 <input type="checkbox"/> 専門業者に全て委託 <input type="checkbox"/> 専門業者に部分委託 ※部分委託の場合は、委託する内容を明記すること。				

注 面積は小数第1位にとどめ、小数第2位以下を四捨五入すること。

添付図書 緑化完了平面図及びカラー写真